令和8年１１月
防　衛　省

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案について

１　改正の趣旨

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第５３号）の一部の施行に伴い、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第６５条の２第２項第１号イ又はハに該当する隊員（以下「若年定年制自衛官等」という。）であった者に対する、離職後その年齢が６５年に達するまでの間の就職の援助について定める必要があることから、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）について、所要の改正を行うものである。

２　改正の概要

⑴　若年定年制自衛官等であった者が離職後その年齢が６５年に達するまでの間の就職の援助に係る手続きを定める。（第６５条の１１並びに別記様式第４及び第５関係）

⑵　若年定年制自衛官等であった者が離職後その年齢が６５年に達するまでの間の就職の援助に係る実施結果の公表について定める。（第６５条の１８関係）

３　施行期日

令和９年１月１日（予定）